

(別添資料)利用料金について

令和 6. 6. 1

1. 利用料金

(1) 介護保険による場合 ※付加料金に関しては別表 1 参照

介護保険サービスを利用した場合の利用者が負担する利用料は、原則として、①基本料金と②付加料金を合計した額で負担割合は負担割合証により変わります。ただし、付加料金のうち、加算に係る利用者負担は下記で確認されたものとし、加算が追加される場合は随時説明いたします。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

○看護師が訪問した場合	訪問看護費	介護予防訪問看護費
(1) 20 分未満 (24 時間体制、20 分以上/週 1 回)	3, 1 4 0 円	3, 0 3 0 円
(2) 30 分未満	4, 7 1 0 円	4, 5 1 0 円
(3) 30 分以上 1 時間未満	8, 2 3 0 円	7, 9 4 0 円
(4) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 1, 2 8 0 円	1 0, 9 0 0 円
○准看護師の訪問含む場合は所定の 90/100		
○理学療法士、作業療法士等が訪問した場合		
(1) 2 0 分	2, 9 4 0 円	2, 8 4 0 円
(2) 4 0 分	5, 8 8 0 円	5, 6 8 0 円
(3) 6 0 分	7, 9 5 0 円	4, 2 6 0 円
注:1 回あたり 2 0 分週 6 回が限度 注: 予防 利用開始日の属する月から 12 月超 1 回につき 5 単位減算		
○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携型訪問看護 (月 1 回 2 9,6 1 0 円)		
・要介護 5 の利用者の場合は 800 単位の加算 (月 1 回)		
・准看護師は所定額の 98/100 を算定		
・特別指示等医療保険の訪問看護期間は 97 単位/日の減算		
・要介護 5 の変更、短期入所利用等は日割り計算		
○サービス提供体制強化加算 (1 月につき 500 円)		

②付加料金

○早朝・夜間加算 単位数の 25%を加算		
○深夜加算 単位数の 50%を加算		
○複数名訪問加算 (Ⅰ) 2 人の看護師等の訪問	30 分未満 2, 5 4 0 円	30 分以上 4, 0 2 0 円
○複数名訪問加算 (Ⅱ) 看護師等と看護補助者	30 分未満 2, 0 1 0 円	30 分以上 3, 1 7 0 円
○長時間訪問看護加算 3, 0 0 0 円		
○緊急時訪問看護加算 (1 月につき) (Ⅰ) 6, 0 0 0 円 (Ⅱ) 5, 7 4 0 円		
※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定 (2 回目以降の早朝・夜間・深夜加算の算定可)		
○特別管理加算 (Ⅰ) (1 月につき)		
・在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態		
・留置カテーテルを使用している状態 5, 0 0 0 円		
○特別管理加算 (Ⅱ) (1 月につき)		
・その他 2, 5 0 0 円		
○初回加算 (Ⅰ) (新規利用者、退院・退所当日の看護師の訪問) (月 1 回) (Ⅰ) 3, 5 0 0 円		
○初回加算 (Ⅱ) (新規利用者) (月 1 回) (Ⅱ) 3, 0 0 0 円		
又は 退院時共同指導加算 (1 回、特別管理 2 回) 6, 0 0 0 円		
○口腔連携強化加算 500 円		
○看護・介護職員連携強化加算 (特定業務) 2, 5 0 0 円		
○ターミナルケア加算 25, 0 0 0 円		
○サービス提供体制強化加算 1 回につき 60 円 又は 30 円		

○看護体制強化加算（Ⅰ）1月につき	5,500円
○看護体制強化加算（Ⅱ）1月につき	2,000円
○看護体制強化加算（介護予防）1月につき	1,000円

別表1）付加料金の説明

早朝・夜間、深夜加算	○ケアプランに位置付けられた計画的訪問看護が当該時間帯に行われる場合 ○月に複数回の緊急訪問があった場合、2回目以降の緊急訪問に関しては、所要時間に応じた早朝・夜間加算もしくは深夜加算を算定 早朝・夜間加算 6時～8時・18時～22時 深夜加算 22時～6時
複数名訪問加算（Ⅰ）	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に2人の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等と看護補助者が同時に1人の利用者に対し訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	特別管理加算の利用者で、1回の訪問時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合
緊急時訪問看護加算	利用者の同意のもとに、利用者・家族等に対して、24時間連絡体制にある場合
特別管理加算（Ⅰ）	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等であること
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること
初回加算	○新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合 ○初回の訪問看護を行った月及び過去2ヶ月の間に当ステーションの訪問看護を提供していない場合も算定 ※退院時共同指導加算と併用不可
退院時共同指導加算	入院中・入所中の者が退院又は退所時にあたり、主治医等と連携して在宅療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等（※）が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合 ※口腔内・鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を実施し、かつ、ターミナルケアを行った場合
サービス提供体制強化加算	○研修計画を作成し実施または予定している場合 ○健康診断を定期的実施している場合 ○利用者に関する情報伝達、留意点、技術指導を目的とする会議を概ね一月1回以上開催している場合 ○勤続7年以上又は勤続3年以上の職員が全体の30%以上在籍している
看護体制強化加算	次の基準のいずれにも適合する場合、算定日を含む、前6ヶ月において、「緊急時訪問看護加算を算定した利用者が、利用者総数の50%以上」であること及び「特別管理加算を算定した利用者が、利用者総数の20%以上」であること ・（Ⅰ）算定日を含む、前12ヶ月において、ターミナルケア加算の算定者5名以上 ・（Ⅱ）算定日を含む、前12ヶ月において、ターミナルケア加算の算定者1名以上 ・（介護予防） 訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上

（2）医療保険による場合

訪問看護療養費（精神科以外） ※付加料金に関しては別表2参照

医療保険による訪問看護サービスを利用した場合の利用者が負担する利用料は、原則として、①基本料金と付加料金を合計した額で、負担割合は保険の種類により変わります。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。

①基本料金	
1 訪問看護基本療養費（Ⅰ）	
イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く）	
（1）週3日まで	5,550円
（2）週4日目以降	6,550円
ロ 准看護師による場合	
（1）週3日まで	5,050円
（2）週4日目以降	6,050円

- ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,850円
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合・・・・・・・・・・5,550円
- 2 訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者で同一日に2人、または3人以上の訪問）
- イ 保健師、助産師、看護師による場合（ハを除く）
- （1）同一日に2人 ①週3日まで・・・・・・・・・・5,550円 ②週4日目以降・・・・・・・・・・6,550円
- （2）同一日に3人以上①週3日まで・・・・・・・・・・2,780円 ②週4日目以降・・・・・・・・・・3,280円
- ロ 准看護師による場合
- （1）同一日に2人 ①週3日まで・・・・・・・・・・5,050円 ②週4日目以降・・・・・・・・・・6,050円
- （2）同一日に3人以上①週3日まで・・・・・・・・・・2,530円 ②週4日目以降・・・・・・・・・・3,030円
- ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,850円
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合
- （1）同一日に2人・・・・・・・・・・5,550円（2）同一日に3人以上・・・・・・・・・・2,780円
- 3 訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊中の訪問看護）・・・・・・・・・・8,500円

②付加料金

- 夜間・早朝訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,100円
- 深夜訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・4,200円
- 難病等複数回訪問加算
- イ 1日に2回の場合
- （1）同一建物内1人又は2人4,500円（2）同一建物内3人以上4,000円
- ロ 1日に3回以上の場合
- （1）同一建物内1人又は2人8,000円（2）同一建物内3人以上7,200円
- 長時間訪問看護加算（90分超の訪問看護：特別管理・特別指示（週1日まで））
- （15歳未満（準）超重症児及び15歳未満の小児（週3日まで））・・・・・・・・・・5,200円
- 特別地域訪問看護加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・基本療養費の50/100
- 緊急訪問看護加算（診療所、在宅療養支援診療所、病院の指示）
- イ 月14日目まで 2,650円 ロ 月15日目以降 2,000円
- 乳幼児加算（6歳未満の乳幼児）・・1,300円、厚生労働大臣が定める者に該当する場合1,800円
- 複数名訪問看護加算
- イ 看護師等と訪問（厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示）（週1日）
- （1）同一建物内1人又は2人4,500円（2）同一建物内3人以上4,000円
- ロ 准看護師と訪問（厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示）（週1日）
- （1）同一建物内1人又は2人3,800円（2）同一建物内3人以上3,400円
- ハ その他職員と訪問（二以外）（週3日までを限度）
- （1）同一建物内1人又は2人3,000円（2）同一建物内3人以上2,700円
- 二 その他職員と訪問（厚生労働大臣が定める疾病等、特別指示）
- （1）1日に1回の場合
- ①同一建物内1人又は2人3,000円 ②同一建物内3人以上2,700円
- （2）1日に2回の場合
- ①同一建物内1人又は2人6,000円 ②同一建物内3人以上5,400円
- （3）1日に3回以上の場合
- ①同一建物内1人又は2人10,000円②同一建物内3人以上9,000円
- （厚生労働大臣が定める疾病等に該当する利用者、及び特別指示の場合は週4日以上訪問可）

●特別訪問看護指示書による訪問（1回につき14日）

訪問看護管理療養費

- イ 機能強化型訪問看護管理療養費1 月の初日・13,230円 イからハ共通
- ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2 月の初日・10,030円 2日目以降・・（1）3,000円
- ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3 月の初日・・8,700円 （2）2,500円
- 二 訪問看護管理療養費（イからハまで以外） 月の初日・・7,670円

- 24時間対応体制加算（1月につき）・・・・・・・・・・イ 6,800円、 ロ 6,520円
- 退院時共同指導加算（1回、がん末期は2回）・・・・・・・・・・8,000円
- 更に特別管理指導加算（特別管理加算の対象）・・・・・・・・・・2,000円
- 退院支援指導加算（退院日）・・・・・・・・・・6,000円
- 退院支援指導加算（退院日・長時間の場合）・・・・・・・・・・8,400円
- 在宅患者連携指導加算（月に1回）・・・・・・・・・・3,000円
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）・・・・・・・・・・2,000円
- 特別管理加算（1月につき）
- （Ⅰ）在宅麻薬等注射指導管理 ・ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ・ 在宅強心剤持続投与指導管理 ・
- 在宅気管切開患者指導管理 ・ 気管カニューレ ・ 留置カテーテル

(Ⅱ) その他	5,000円
○看護・介護職員連携強化加算	2,500円
○訪問看護医療DX情報活用加算	2,500円
○訪問看護医療DX情報活用加算	50円
訪問看護情報提供療養費1, 2, 3 (1月につき)	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	10円～500円

別表2) 付加料金の説明

特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が利用者宅までに1時間以上訪問に時間がかかる場合
緊急時訪問看護加算	利用者又は家族の緊急の求めで、在宅療養支援診療所(又は在宅療養支援病院)又は24時間体制等要件を満たしている診療所の保険医の指示に基づき緊急訪問看護を行った場合
難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書が交付された利用者には、1日に2回又は3回以上の訪問看護が算定できる。※同一の訪問看護ステーションに限る
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が1時間30分を超え、利用者が人工呼吸器を使用している状態等にある場合、医療的ケアが必要な児は週3日まで算定可
乳幼児加算	6歳未満の訪問看護の場合に算定できる
複数名訪問看護加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	次の理由で看護師等が複数名で訪問した場合 ・厚生労働大臣が定める疾病・特別訪問看護指示書の指示期間・特別管理加算の対象者・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者 (算定要件として)・利用者又は家族の同意を得ていること・看護補助者の資格はないが、守秘義務が果たせ、患家に同時滞在する時間が確保できること・看護師の指示のもと、療養生活の世話や環境整備、看護用品の整頓など補助をする ※単に複数名の看護師が同行して同時に訪問看護を行う場合は対象とならない
早朝・夜間、深夜加算	早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時) 深夜加算(22時～6時)
機能強化型訪問看護 管理療養費1	○常勤の看護職員が7名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○ターミナルケア件数が年20件以上ある ○厚生労働大臣の定める疾病等の利用者が月に10名以上の実績がある ○居宅介護支援事業所が設置されている ○地域での活動がある
機能強化型訪問看護 管理療養費2	○常勤の看護職員が5名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○ターミナルケア件数が年15件以上ある ○厚生労働大臣の定める疾病等の利用者が月に7名以上の実績がある ○居宅介護支援事業所が設置されている ○地域での活動がある
機能強化型訪問看護 管理療養費3	○常勤の看護職員が4名以上 ○24時間対応体制加算を届け出ている ○厚生労働大臣の定める疾病等に該当する者、重症な精神疾患者が月10人以上 ○退院時共同指導の実績がある ○特別な関係にある医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上 ○相互交流の勤務の実績 ○地域の医療機関等対象の研修年2回 ○地域住民等への情報提供や相談
従来型訪問看護管理療養費	機能強化型訪問看護管理療養費1～3以外
24時間対応体制加算	利用者の同意のもとに24時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合
退院時共同指導加算	利用者が、退院または退所にあたり、主治医その他職員と共同して在宅療養の指導(コミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いた場合も含む)を行った場合
特別管理指導加算	特別管理加算の対象利用者が、退院または退所にあたり、主治医その他職員と共同して在宅療養の指導を行った場合
退院支援指導加算	○厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要と認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師が退院日に療養上必要な指導を行った場合に算定する ○長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにあっては長時間加算を算定できる

	但し、該当者が退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合は、死亡日又は再入院の日に算定できる
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定できる
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	○在宅で療養を行っている通院困難な患者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で患家へ赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合算定できる ○1名以上が患家へ赴き、その他関係者はビデオ通話が可能な機器を用いてカンファレンスを行う場合も算定できる
特別管理加算（Ⅰ）	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等であること
特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する
訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3	○利用者の同意のもとに、当該市町村等、義務教育諸学校からの求めに応じて、訪問看護に関する情報を提供した場合 ○入院、入所する利用者について情報を提供した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1, 2	○死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上指定訪問看護(退院日に療養上必要な指導を行った場合を含む)を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について説明した上でターミナルケアを行った場合 2 のみ) ○特別養護老人ホーム等で死亡し看取り介護加算を算定している利用者に限る
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱ	訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を実施し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合

精神科訪問看護療養費 ※付加料金に関しては別表 3 参照

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）1 日につき

イ 保健師、看護師又は作業療法士

週 3 日まで	・30 分以上	・5, 550 円	・30 分未満	・4, 250 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・6, 550 円	・30 分未満	・5, 100 円

ロ 准看護師

週 3 日まで	・30 分以上	・5, 050 円	・30 分未満	・3, 870 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・6, 050 円	・30 分未満	・4, 720 円

3 時間を超えた時間については、5 時間を限度として、1 時間又は端数ごとに・・・・・・400 円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）

イ 保健師、看護師又は作業療法士

（同一建物居住者で同一日 2 人の訪問）

週 3 日目まで	・30 分以上	・5, 550 円	・30 分未満	・4, 250 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・6, 550 円	・30 分未満	・5, 100 円

（同一建物居住者で同一日 3 人以上の訪問）

週 3 日目まで	・30 分以上	・2, 780 円	・30 分未満	・2, 130 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・3, 280 円	・30 分未満	・2, 550 円

ロ 准看護師

（同一建物居住者で同一日 2 人の訪問）

週 3 日目まで	・30 分以上	・5, 050 円	・30 分未満	・3, 870 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・6, 050 円	・30 分未満	・4, 720 円

（同一建物居住者で同一日 3 人以上の訪問）

週 3 日まで	・30 分以上	・2, 530 円	・30 分未満	・1, 940 円
週 4 日目以降	・30 分以上	・3, 030 円	・30 分未満	・2, 360 円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）

外泊中の訪問看護 1 回（特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾患の場合は 2 回）・・・・・・ 8, 500 円	
○夜間・早朝訪問看護加算	・・・・・・ 2, 100 円
○深夜訪問看護加算	・・・・・・ 4, 200 円
○長時間精神科訪問看護加算	・・・・・・ 5, 200 円/1 回
○複数名精神科訪問看護加算（30 分未満除く）	
イ 保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士（3 回/週、又は回数制限なし）	
（1）1 日 1 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	4, 500 円 ②同一建物内 3 人以上 4, 000 円
（2）1 日 2 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	9, 000 円 ②同一建物内 3 人以上 8, 100 円
（3）1 日 3 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	14, 500 円 ②同一建物内 3 人以上 13, 000 円
ロ 同上と准看護師（3 回/週、又は回数制限なし）	
（1）1 日 1 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	3, 800 円 ②同一建物内 3 人以上 3, 400 円
（2）1 日 2 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	7, 600 円 ②同一建物内 3 人以上 6, 800 円
（3）1 日 3 回の場合	
①同一建物内 1 人又は 2 人	12, 400 円 ②同一建物内 3 人以上 11, 200 円
ハ 同上と看護補助者又は精神保健福祉士（1 日/週）	
（1）同一建物内 1 人又は 2 人	3, 000 円 ②同一建物内 3 人以上 2, 700 円
○精神科複数回訪問加算	・・・・・・ 4, 500 円（2 回/日） 8, 000 円（3 回以上/日）
○特別地域訪問看護加算	・・・・・・ 所定額の 50/100
○精神科緊急訪問加算	・・・・・・ 2, 650 円/1 日
精神科重症患者支援管理連携加算（1 月につき）（6 ヶ月まで）・・・ イ 8, 400 円 ロ 5, 800 円	
訪問看護管理療養費 訪問看護情報提供療養費 訪問看護ターミナル療養費 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ、Ⅱ） （精神科以外と同じ）	

別表 3）付加料金の説明

特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が利用者宅までに 1 時間以上訪問に時間がかかる場合
精神科緊急訪問加算	利用者又は家族の緊急の求めで、診療所又は在宅療養支援病院、又は 24 時間体制等要件を満たしている診療所の保険医の指示に基づき緊急訪問看護を行った場合
長時間精神科訪問看護加算	長時間の訪問看護を要する者に対して、1 回の訪問看護が 90 分を超える場合
複数名精神科訪問看護加算	（算定要件として）・利用者又は家族の同意を得ていること・看護補助者の資格はないが、守秘義務が果たせ、患家に同時滞在する時間が確保できること・看護師の指示のもと、療養生活の世話や環境整備、看護用品の整頓など補助をする ※単に複数名の看護師が同行して同時に訪問看護を行う場合は対象とならない
夜間・早朝訪問看護加算	早朝・夜間加算（6 時～8 時・18 時～22 時）
深夜訪問看護加算	深夜加算（22 時～6 時）
精神科複数回訪問加算	○精神科重症患者早期集中支援管理料 2 を算定する保険医療機関の利用者に対し、主治医の指示のもと 1 日に 2 回又は 3 回以上の訪問を行った場合 ○当該管理料 2 を算定する保険医療機関と連携する訪問看護ステーションがそれぞれ複数回訪問した場合 ○24 時間対応体制で、当該加算の届け出がある場合
精神科重症患者支援管理連携加算	○主治医が所属する保険医療機関と連携し共同会議を行い、支援計画を策定している ○他の医療機関を含め精神科訪問看護を週 2 回以上実施している ○他職種会議を週 1 回以上保健所、又は精神保健福祉センターと共同開催している ○医療機関と連携している他職種チームに、常勤 1 名以上が参加し、診療情報を受けている ○対象者は重度障害で長期入院患者又は入退院を繰り返し病状が不安定な者 ○精神保健指定医等が患者又は家族の同意を得て計画的な医学管理の下に定期訪問を行う場合 ○急変時に常時対応できる体制がある